

中京福岡県人会規約（平成 28 年 5 月 28 日）

第1条（名称等）

本会は「中京福岡県人会」と称し、事務所は福岡県名古屋事務所内に置く。

第2条（目的等）

本会は会員の親睦と友愛を図ることを旨とし、福岡県と中京地区の文化、観光及び経済の発展に寄与することを目的とする。

第3条（会員）

本会は一般会員、団体賛助会員、団体会員、及び名誉会員をもって構成する。

- (1) 一般会員とは中京地区に在住する福岡県出身者、福岡県にゆかりのある者
- (2) 団体賛助会員とは中京地区から福岡県へ進出した企業及び福岡県に拠点をもつ企業
- (3) 団体会員とは中京地区的企業内等の福岡県人会等の団体
- (4) 名誉会員とは満 80 歳以上の方で
 - ア 会員歴 25 年以上在籍、イ 役員歴 15 年以上歴任
 - ウ 前記ア、イ以外で会員・役員活動で顕著な貢献をされた方以上のいづれかの要件に該当する方を役員会で推薦する。

第4条(役員)

本会に次の役員を置き、任期は 2 年とし再選することが出来る。

- (1) 会長（1名） 副会長（若干名） 常任理事（25名以内） 監事（2名）
- (2) 本会は必要に応じて次の役員（若干名）を置くことが出来る。
名誉顧問、顧問、名誉会長、参与、常任相談役、相談役、

第5条（名誉会長等の委嘱）

名誉顧問、顧問、名誉会長、参与、常任相談役及び相談役は役員会の推薦によりこれを委嘱する。

第6条（役員の選出）

会長、副会長、常任理事及び監事は総会において選出する。

第7条（役員の職務）

- (1) 会長は会を代表し、会全般の運営を掌理する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在時は会を代表して会務を掌理する
- (3) 常任理事は会の事業全般を掌理する
- (4) 監事は会計監理を行う

第8条（総会）

本会は年 1 回定期総会を開催し、次の事項を審議する。また、必要に応じて臨時総会を開催することが出来る。

- (1) 規約の改廃 (2) 役員の選出 (3) 事業報告、事業計画及の承認 (4) 予算、決算の承認

第9条（役員会）

- 次の事項を審議する (1) 事業報告、事業計画の審議 (2) 予算、決算の審議
(3) 監事の選出 (4) その他会長が必要と認めた事項

第10条（総会等の招集等）

- (1) 総会、役員会は会長がこれを召集し議長となる。
- (2) 第4条第2号に定める役員は役員会に出席して意見を述べることが出来る
- (3) 付託された議案は出席会員または役員の過半数をもって議決する

第11条（入会金）

本会に入会せんとする者は入会金（初年度会費含む）3千円を納入するものとする。

第12条(年会費等)

本会の経費は年会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。なお、必要に応じて臨時に会費を徴収することが出来る。

- (1) 年会費・会長は 2 万円、副会長は 1 万 5 千円、第4条第2号の役員（但し参与は除く）及びその他の役員は 1 万 3 千円
- 一般会員・3 千円、賛助会員 6 千 5 百円、団体会員 2 万 5 千円とする。但し名誉会員はについては通信費代として年間 3 千円の負担とする（29 年 4 月からの該当者）
- (2) 本会に基金を設けることが出来る、

第13条（会計年度）

本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとし、その予算及び決算は役員会の審議を経て総会の承認を得るものとする。

第14条(事務局等)

本会に事務局を設け事務局長及び幹事を置く。

- (1) 事務局長（1名）は役員会において会員の中から選出し、任期は 2 年とするが再選することが出来る。但し引継ぎ 4 年を超えないこととする
- (2) 幹事（5名以内）は会員の中から会長が指名する。任期は 2 年とし再選することが出来る
- (3) 幹事は事務局業務の全般を担当し、役員会に出席することが出来る

第15条（実行委員会）

本会に事業実施の機関として実行委員会を置く。

- (1) 各実行委員会の委員長は役員の中から役員会において選出する。
- (2) 各実行委員会の委員は原則として会員の中から役員会において選出する。
- (3) 実行委員長及び委員の任期は 1 年とし、再選することが出来る。

第16条（会員資格の喪失）

本会の会員は次の場合、役員会の決議により会員資格を失う。

- (1) 本会の名譽を傷つける行為があったとき
- (2) 年会費を 2 年分以上未納のとき

第17条（本会の設立）

本会はその設立趣旨に賛同する中京地区財界等の福岡県出身者にて、昭和 44 年 9 月に設立。

附則 昭和 44 年 9 月 8 日規約施行・以後 13 回改訂

平成 26 年 4 月 1 日新規約施行 平成 28 年 5 月 28 日施一部改正（名誉会員の項既得権者は